

ブラジル連邦共和国の鉱業関連法令

平成19年10月

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

まえがき

本書は、Uile Reginaldo Pinto 氏がとりまとめた 2004 年版「鉱物および環境統合法令集」(Consolidação da Legislação Mineral e Ambiental)のなかからブラジル連邦共和国憲法の鉱業関連箇所、鉱業法、鉱業法施行細則のみを抜粋翻訳したものである。なお翻訳は JOGMEC サンティアゴ事務所からブラジル Target 社に委託して行った。政府は個別案件に対応するためその都度鉱業法および鉱業法施行規則法に準拠する法律、政令、省令、国家鉱物生産局(DNPM)局長令、国家鉱物生産局(DNPM)訓令、国税庁(SRF)長官訓令等を公布しており、これらについてはタイトルのみを巻末に参考資料として添付した。詳細は金属資源情報センター保管の「鉱物および環境統合法令集」(Consolidação da Legislação Mineral e Ambiental)原本を参照されたい。

また、ブラジル鉱業法の発展の歴史およびブラジル鉱業法の概要は JOGMEC2007 年 4 月発行の「ブラジル連邦共和国の投資環境調査 2005 年」(平成 18 年 12 月)を併せて参照されたい。

2007 年 10 月

JOGMEC サンティアゴ事務所

目 次

1. ブラジル連邦共和国憲法(鉱業関連規程のみを抜粋) -----	1
2. 憲法暫定規程 -----	4
3. ブラジル連邦共和国鉱業法 -----	5
4. ブラジル連邦共和国鉱業法施行細則法 -----	34

参考資料

1. 鉱業法および鉱業法施行細則法関連法令タイトル -----	70
2. 環境関連法令タイトル -----	78

1. ブラジル連邦共和国憲法(鉱業関連規程のみを抜粋)

第II編 基本的権利および保障

第I章 個人および集団の権利と義務

第5条 全ての者は、法の前に平等で如何なる性質の差別も存在せず、国内に居住するブラジル人および外国人に対し、下記の規定に基づいて生命、自由、平等並びに安全および所有の権利の不可侵が保障される。

XVII 法の定めに従った社団および協同組合の結成は、当局の認可を必要とせず、その活動に対する国の介入を拒否する。

第20条 連邦の資産

IX 地下の存在物を含めた鉱物資源。

§1 法律の規定によって石油または天然ガス、発電目的の水資源、または連邦直轄領土、大陸棚、領海、経済専管区域内に存在するその他の鉱物資源の開発利潤、開発に費やす財政の代償に対する配分は、州、連邦直轄区域、市ならびに連邦直接行政機関に対して保障される。

第21条 連邦に帰属する権限

XV 全国内の統計、地理、地質および地図作成のための公共事業を構築し維持すること。

XXV 協同組織による鉱物採掘活動を実施する地域および条件を設定すること。

第22条 下記の事項に関する法律の制定は、専ら連邦の権限とする。

XII 鉱床、鉱山、その他の鉱物資源および金属製錬。

XVIII 国の統計制度、地図作成制度および地質制度。

第23条 連邦、州、連邦直轄区および市、郡の共通権限。

XI 行政管轄域内の水および鉱物資源の探査および企業への特許権利授与および登録して監督し、監査すること。

第24条 下記の事項に関する法律の制定は、専ら連邦、州および連邦直轄区の権限とする。

VI 森林、狩猟、漁業、自然保護、土壌および天然資源の保存、環境保全および汚染を規制すること。

第26条 州の資産に含まれるもの、

I 地表および地中で流動、露呈および貯留して存在する水。但し、法律に従って連邦の行った工事によるものを除く。

第Ⅳ編 権力組織

第Ⅰ章 立法機関

第Ⅱ節 国会権限

第 48 条 国会は、本憲法第 49 条、同 51 条および同第 52 条に特定した事項を除き、共和国大統領の裁可を得て、連邦の管轄する全ての事項、特に、下記の事項について立法化する権限を有す。すなわち、

V 国の領土、領空および領海の境界、および連邦の支配する財産類。

第 49 条 下記の事項を国会の専権とする。：

XVI 原住民居住地区内の水力の開発利用および鉱物資源の探査および発掘の認可。

第Ⅱ章 行政権

第Ⅴ節 共和国顧問会議および国家防衛審議会

第Ⅱ分節 国家防衛審議会

第 91 条 国家防衛審議会は、国の主権および民主国家の防衛に関わる問題に関する共和国大統領の諮問機関であり、常任委員として下記の者で構成される。：

- I 共和国副大統領
- II 連邦下院議長
- III 連邦上院議長
- IV 法務大臣
- V 軍部各省の大臣
- VI 外務大臣
- VII 企画大臣

§1° 国家防衛審議会に負託された権限：

III 国の領土保全に不可欠な地域の活用基準およびその条件を提案し、その有効な利用、特に国境地帯および各種の天然資源の保存ならびに開発に連なる地域の有効な活用について見解を答申する。

第Ⅵ編 租税および予算

第Ⅰ章 国家租税制度

第Ⅲ節 連邦税

第 153 条 下記の租税を制定する権限は、連邦に帰属する。

§5° 金融資産または為替の具現体として法律で制定され同法の適用を受ける金は、専ら、原産地での取引において本条Ⅵに規定する租税が発生し、その最低課税率は、1パーセントとし、下記の条件に基づき徴税額の配分移転を保障されるものとする。

- I 原産地を管轄する州、連邦府あるいは連邦直轄領府に対して 30 パーセント。
- II 原産地を所管する市に対して 70 パーセント。

第 155 条 下記の租税を制定する権限は、州および連邦府に帰属する。

§3° 本条の I “b” および第 153 条の I ならびに同 II および第 156 条の III に規定する租税を除き、国内での電力エネルギー、液体および気体燃料、潤滑油および鉱物に関わる取引についてその他の租税は一切発生しない。

第 VII 編 経済および金融の秩序

第 I 章 経済活動の一般原則

第 174 条 経済活動に関する規範および規定を立法化する機関としての国は、法律の定めに従い、公共部門に対しては規制的に、民間部門に対しては指標的に監査、奨励および企画政策を執行する。

§3° 国は、個人鉱物採集人の社会経済面の向上と環境保全を見据え協同組合機構を通じて個人による鉱物採集活動の組織化を奨励する。

§4° 前項で言及する協同組合機構は、法律の規定に従い、本連邦憲法第 21 条 XXV の規定に基づき、活動している地域での探査、資源の採掘および個人によって採掘される鉱物の鉱脈での組織化あるいは認可の授受について優先権を有する。

第 176 条 採掘中か否とを問わない鉱脈およびその他の鉱物資源ならびに潜在水力資源は、地表とは異なる所有権を構成し、実際の開発および利用権は連邦に帰属し、鉱床の生産物の所有権については、認可授受者に対して保障される。

§1° 本条で言及する鉱物資源の探査および潜在資源の利用は、国の利益に合致するブラジル人あるいはブラジルの法律に基づいて設立されブラジル国内に本拠を置き経営管理されている企業に対して連邦からの認可あるいは権利の委譲を通じて、国境地帯あるいは原住民の居住地での開発活動を含め法律の定める特定条件に従ってのみ行うことができる。

§2° 採掘結果に対する地表所有者への配分は、法律に定める方法及び価額に従って保障される。

§3° 探査認可は、常に期間を限定し、本条に規定する認可あるいは権利の移譲は、認可授与当局の事前同意なしに全部または一部を譲渡または移転することは出来ない。

第 177 条 下記の事項は、連邦の独占権を構成する。

I 石油および天然ガスおよびその他の液体炭化水素化物の探査および採掘。

II 国産および外国産石油の精製事業。

III 前項に規定する活動の結果による製品および基礎誘導品の輸入および輸出業務。

IV 原油ならびに同派生品および原産地を問わない天然ガスを導管を通じて輸送する業務を含め、国産原油あるいは国内で生産された石油派生品の海上輸送業務。

V 核鉱物および同派生品の探査、採掘、濃縮、再処理、工業化および鉱物の売買。

1: 1995 年 8 月 16 日付け連邦官報掲載の憲法補足改正法第 6 号の条文に準拠。

2: 鉱業法第 11 条 “b” を参照。

3: 鉱業法第 22 条第 1 項および 1997 年 10 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長訓令第 2 号および同第 3 号。

第 VII 編 社会秩序

第 VI 章 環境

第 225 条 全ての国民は、国民が共同使用し、より良き健康生活のために不可欠である調和の取れた環境に対する権利を有し、公権力当局および共同体には、現在および将来の世代のために保護し保存する義務を課せられる。

§2° 鉱物資源の採掘を行う者は、法律の規定に基づき、管轄当局によって要求される技術上の解決手段を使って破壊された環境を復元させる義務を負う。

§4° アマゾン森林、大西洋岸森林、海岸山脈、マット・グロッソ湿原および沿岸地域は、国家の財産であって、利用に当たっては、天然資源の使用を含めて環境の保全を保障する条件の基に、法の規定に従って行うこととする。

第 231 条 原住民の社会構造、習慣、言語、信仰、伝統および伝統的に占拠して来た土地に関する始原的権利は認証され、境界の確定、保護および帰属する全ての資産の認証権限を連邦に帰属させる。

§3° 原住民の居住地域内の潜在エネルギーを含めた水力資源の活用および鉱物の探査ならびに有用鉱物の採掘は、影響を受ける共同体の見解を聴取した上で法律の規定に従って採掘結果の配分を彼らに保障していることを条件に国会の承認を得た場合に限って行うことができる。

2. 憲法暫定規程

第 43 条 鉱物資源および鉱脈の探査に関する特定法律の公布日、あるいは本憲法の発布日から1年の期間内に、既に存在する認可、認許およびその他の鉱業権は、探査あるいは採掘作業を法定期限内に開始あるいは休業中であることを証明しない場合、効力を喪失する。

第 44 条 現在、鉱物資源の探査認可、採掘認許および水力資源の利用許可を受けているブラジル企業は、本憲法第 176 条§1°の規定の履行猶予期間として憲法発布日から4年間認められる。

§1° 本憲法に明記する国の利益に関わる規定を除き、憲法発布後4年の経過中に採掘生産物をブラジルの領土内に所在する自己の施設または支配下あるいは従属関係にある工業企業を通じて工業生産のための加工処理を行うブラジル企業には、本憲法第 176 条§1°の規定の履行を免除する。

§2° 自己の工業処理工程で使用する水力エネルギーの使用認許を得ているブラジル企業も本憲法第 176 条§1°の規定の履行を免除する。

§3° 前§1°に該当するブラジル企業は、エネルギーおよび採掘物を自己の工業処理工程で使用される場合に限って鉱物の探査および採掘あるいは潜在水力資源の利用認可および認許を得ることが出来る。

3. ブラジル連邦共和国鉱業法

E.M.6/67-GB(法案の提出整理番号)

1967年2月20日

共和国大統領閣下

1. 1967年1月24日付け憲法によって制定された鉱業権の規定を踏まえ、元および現国家鉱物生産局長および複数の構成員で構成されたグループが法律の専門家達の手助けを得て作成した鉱業法案を当鉱山動力省で検討し、本大統領令(案)として閣下の裁定を仰ぐために提示できることは大変な荣誉であります。
2. 事実と致しまして、閣下の政府発足以来、鉱山動力省では、1934年7月に立法化した“Res Nullius”制を33年間に亘ってブラジルにおける鉱物の権利に適用して来ておりました結果を検討し、現鉱業法の改正の必要生性ついて関心を注いでまいりました。
3. 本案は、現憲法の規定を具体化する上で時期を得たもので、不在でありました鉱脈の採掘所得を地表の所有権者にも配分する条文をはっきりと明確に鉱業法の条文に追加した重要な変更を行い、本法の発効によって効力を消滅する現行法を通じて得た経験の上に立って現実と調和させた部分を取り込んだ革命的な内容の鉱業法になっております。
4. 本草案を大統領令として公布することは、閣下に置かれましても、1964年に国の経済発展と対外収支の均衡の確保の必要性に適合するために鉱業法の見直しの必要性を認められた公約政策の履行に繋がることにもなります。
5. 本草案は、過去の政府が、個別の案件に対応させるために法令をその都度公布して来た政策、複数の鉱業関連法の制定行政姿勢に終止符を打つ行為にも繋がるわけであり、本草案の作成に当たって考慮した主な要点を紹介致します。すなわち
 - a) 鉱業分野に対する政府の役割に関する一般総合指針を設定(1964年7月)
 - b) 鉱物の開発および輸出を奨励する政令を公布(1964年12月22日付け政令第55,282号)
 - c) ブラジルの鉱物資源を評価確認するための10カ年計画を確定(1965年3月12日付け政令第55,837号)
 - d) 巨額の投資を必要とする、あるいは道路の存在しない地域での鉱脈の探査に関わる政令を公布(1966年8月12日付け政令第59,977号)
6. “Res Nullius”制を基準にしたブラジル最初の鉱業法は、1934年に制定されました。その後に行われた憲法の改正によっても、同制度の本質を変えるものでありませんでした。特に、1946年度の憲法では、多くの改正措置が導入されましたが、過去30年間に亘って施行された制度による経験から、農務省および鉱山動力省など複数の所管に関わる多くの案件を含んでいることから法令を根底から改正することが必要とされて来ていました。しかし、実現は、1967年度憲法の発布後になり、本草案によって、我国の地中も対象にした制度に変更されることになり一定の強制権を持たせる制度に改訂されることになりました。
7. 現在、1年間にブラジルで生産され経済的に利用している鉱物の種類は、50種強であります。金額にして、GDP(国内総生産)の約1.5%に当たる6,500億クルゼイロと試算されております。
8. ブラジルの鉱物資源を発掘し同時に活用するために利用する制度は、4制度に分けることにし、上記に記載した金額の中に占める各制度の比率は、下記のようになっております。

I 認可および認許制 (鉱業法)	50%
II 許可制(ライセンス) (採石、砂利の採掘).....	25%
III 登録制 (個人による採掘、砂金堀および採集).....	5%
IV 独占制 (石油および核鉱物).....	20%

9. 本鉱業法(案)には、特に、上記の I - 制を対象に、新憲法の規定に基づき、国内の鉱物資源を最良に利用するために必要な全ての法規定を包含させており、鉱物資源の探査および採掘活動への参入を増やし促進することを目的に、下記に紹介するように対象分野別に 8 章に分けて構成されています。

第 I 章 序則(第 1 条から同 13 条)
第 II 章 鉱物の探査(第 14 条から同 35 条)
第 III 章 採掘(第 36 条から同 58 条)
第 IV 章 地役権(第 59 条から同 62 条)
第 V 章 制裁および無効(第 63 条から同 69 条)
第 VI 章 個人による採掘、砂金堀および採集(第 70 条から同 78 条)
第 VII 章 鉱業企業(第 79 条から同 82 条)
第 VIII 章 終則(第 83 条から同 97 条)

10. さらに、認可および認許制の適用に関し、33 年の間適用して来ましたが旧法との比較において、各種の改良点の新鉱業法案に取り入れられていると評価出来ることも強調出来る点であります。現在の国内情勢に合わせた、偉大な農務大臣であったジュアレス・タヴォラ陸軍少佐が、1934 年度憲法に対して示した見解にあったように“業務作用に対する所有権”を認許の対象に出来るようになっております。

11. 1934 年度および 1940 年度の両鉱業法典は、探査認可および採掘認許に対する無効制裁措置規定も存在しておりますが、法案の主旨と相反する点もあり、公権力当局の寛大な扱いを基に、地下資源への参入を容易にさせることを主眼に置いた内容になっております。唯一の処罰規定しか存在していないために、違反行為を矯正させれば経済そのものを死に追いやることに躊躇する結果、監査活動を極めて非常に困難なものにしています。新法典(案)では、制裁について罰金を科す警告から段階を設定し、最後には、状況を矯正しない鉱物生産業者に対して行政審判の裁定を得た後に、最終手段として許認可の失効を科すことになっています。

12. 新法典(案)の別の特色は、申請者に対しより誠実な供述を要求し、国の鉱物資源台帳の作成面について政府の実効ある協力者として申請探査人の実働結果を活用する目的も兼ねており、鉱物の探査および採掘についてより厳しい条件を設定していることでもあります。

13. 別の新规定として、鉱物の探査認可および採掘認許者に対して、国内の地質調査を継続して行く財政手段として閣下の政府によって創設された国家鉱業基金の信用に資する所定の手数料の支払いを義務付けた点であります。探査認可は、期待権であり、探査結果に応じて採掘認許の承認を大統領令によって鉱山動力省に権限を賦与することになります。

14. 同時に、採掘作業は、単なる象徴的なものになるのを避けながら生産規模を決定する上で認許した埋蔵量および市場の可能性と調和したものにするを義務付けることを探求致しました。

15. また、国民の関心と一致させる努力を具現化する手段として個人および協同組合組織による採掘形

態を新たに創設しました。

16. さらにまた、大規模な投資を行う鉱業業者に対する安全措置の導入を採求、法典に同措置が不在している場合は、重大な懸念理由となり、法典の意図する同部門への参入促進とは反対に、大規模な鉱物採掘場の形成にも困難を来たすこととなります。
17. 地役権の章は、採掘名義人に法律上の安全を与えるために条文の作成を慎重に行いました。
18. 一般規定の章では、個人による採掘、砂金堀および採集について規定し、探査活動を中断させるような探査の認可を避けながらも、基本的には、結果的に常に解決されて来ておりますが、将来の経済条件が常に不鮮明な未組織の個人による採掘作業よりも多数の利益に適いより有利な採掘活動として組織的な鉱業活動に認許を授与する方針を維持していることでもあります。
19. また、課税案を事前に自由に公表した上で、鉱山動力省、大蔵省および鉱業企業組合の代表から構成される委員会によって準備される“価額単位表”も設定されました。この措置は、新法典(案)の自由度を象徴する一つであります。
20. 鉱業企業の章では、憲法の主旨に沿ったものになっております。採掘の認可は、個人企業を含め鉱業企業にのみ認容されます。
21. 終則章は、一般に有益な鉱物成分の経済価値と原子力エネルギーに向けられる鉱物との間の真の均衡を成立させることを可能にするように努めた条項に仕上げています。
22. ウランは、天然のままであれ濃縮されたものであれ、今日では既に国際商品になっているのに1962年8月27日付け法律第4,118号では、古い概念に基づいて原子力エネルギーに流用される全ての鉱物を誤った形で規定しており、同分野を管轄する国家原子力エネルギー委員会および鉱山動力省の両機関、さらに、国家安全審議会が夫々異なった決断を下す原因になっております。
23. 本法典(案)に網羅したもう一つの重要点として、国内の鉱業会社の遊休操業能力を活用させることを踏まえて国内の地質確認手段に航空からの探査手法を認める途を開いたことでもあります。記述している該当企業には、有望地域を飛行し資源の探査を行う認可を90日間以内に承認する優遇措置を与えることになっております。
24. 本法典(案)－鉱業法－の作成準備に際して留意したのは、施行に関してより熟慮すべき手続き問題を脇に置き、より規範的な仕上げることを心がけました。
25. 大統領閣下に置かれましては、本新法典に導入しました新しい主な制度は、下記の目的を踏まえたものであることをご理解頂けると存じいたします。すなわち、
 - I 国内鉱物資源の発見を促し実態知識を深める；
 - II 存在確認されている鉱物資源を大規模に利用し国内での消費あるいは輸出を通じてブラジルの経済社会の発展を促進させる手段として鉱物生産を活用する；
 - III 鉱物資源の経済的活用を促進し、鉱物資源の採掘活動、流通および消費を増加させる；
 - IV 鉱物製品の国内供給を確保する；
 - V 民間部門の鉱物資源の探査および利用のための投資を奨励する；
 - VI 鉱物資源の利用を阻害することを避け、鉱物分野への民間の投資を奨励する形になるように鉱物権を法的に保障する条件を確立させる。

26. 公権行政当局が、法律および施行細則法によって賦与された権限を上記の目的に添って執行する前提には、我国の広大な領土内に既に存在が知られ確認されている鉱物資源が支えになっており、それらは、ブラジル経済の発展を支えブラジル社会の平和への梃子となり国家の安全手段を構成するものになります。
27. 以上、ご説明申し上げました目的を持って閣下にご判断を仰ぎます本法案に対し、本法案趣旨書を閣下によってご承認頂き、軍政令第4号第9条に規定を適用して法令に移行させ、全文の広報をご承認されんことを希望致します。

この機会を通じ、閣下に対して心からの尊敬の念を再度表明いたします。

鉱山動力大臣 Mauro Thibau

大蔵大臣 Octávio Gouveia de Bulhões

企画経済調整特命大臣 Roberto de Oliveira Campos

1967年2月28日付け大統領令第227号

1940年1月29日付け大統領令第1,985号(鉱業法)の改定新令

⁴共和国大統領は、1966年12月7日付け軍政令第4号の第9条²の規定によって賦与された権限を行使、

現行鉱業法が立法27年間を経過、有益性を損なっているとの指摘を得ていることを考慮、

第2次世界大戦後の科学技術の顕著な発展によって鉱物成分の利用を根底から変化させたことを考慮、

時の経過に伴い国家の最大利益を支える法律の規定を実情に合致させる義務の履行を考慮、

国際市場において我国の競争力を保護することを目的に技術の進歩をもたらす特殊な活動を制度化し規定を実情に合わせる義務を国が負っていることを考慮、

上記の目的を踏まえると、総合的な鉱業諸権利を実態にあわせる時期でもあると考慮、

さらにまた、鉱山動力、大蔵、企画経済調整諸大臣各位によって提示された1967年2月20日付け法案趣旨書第6-6-GB号の内容を考慮し、本令を公布する。

第I章 序則

第1条 鉱物資源、鉱物生産工業および鉱物製品の流通、販売および消費に関する行政業務は、連邦に帰属する。

⁵第2条 本法の効力の及ぶ鉱物の利用制度を、下記のようにする。すなわち、

I 鉱山動力相の承認による省令の公布に従属する認許制度；

II 国家鉱物生産局(DNPM)局長令の認可する認可証の交付に従属する認可制度；

⁶III 国家鉱物生産局(DNPM)局への認可登録および現地の行政管理規定を履行することを条件に同局の発行する許可証の交付に従属する許可制度；

⁷IV 国家鉱物生産局(DNPM)局長令による認可に従属する個人による採掘制度；

V 連邦政府の直接または間接業務に従属する特別法によって規定される独占制度。

⁸単項 本条の規定は、連邦、州、連邦府および市の直接管理および従属する自治機関には適用しないが、土木工事に即時使用する鉱物の採掘は、決定された工事を行うべき地域に設定されている。

4:1967年3月14日付け連邦官報掲載の大統領令第318号第1条の条文に準拠。

5:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の条文に準拠。

6:1978年9月26日付け連邦官報掲載の法律第6,567号および2001年2月26日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局局長訓令第1号を参照。

7:1989年7月20日付け連邦官報掲載の法律第7,805号および2004年4月13日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局局長令第178号を参照。

8:1999年8月28日付け連邦官報掲載の法律第9,827号第1条を通じて追加。および2000年2月2日付け連邦官報掲載の政令第3,358号、

2000年2月4日付け連邦官報掲載の合同省令第23号および2000年9月8日付け連邦憲法掲載の国家鉱物生産局局長訓令第5号第5条を参照。

る鉱物権を尊重した上でそれらの機関が直接施行する公共工事に専ら使用する場合、鉱山動力省令による決定によって認められるが、その鉱物の販売は禁止される。

第3条 本令は、以下の事項を規定する。すなわち、

- I 国内の鉱物資源として形成され、地表または地中に存在する鉱物または化石物を大量に工業化することに関する諸権利；
- II 採掘制度の活用；
- III 探査、採掘およびその他の手段による鉱業化に関する連邦政府による監査業務；

⁹S1° 輸送路の開設、一般整地工事ならびに建築物建設のために必要な土砂の移動および自然に形成された資源の山の取り崩し同工事に使用する場合には、発生した土砂および資材を販売に供しない限り本令の適用対象にならない。

¹⁰S2° 本令の施行および法律に支えられた補足措置の発令は、国家鉱物生産局(DNPM)の権限とする。

第4条 地表あるいは地中に層状に存在し経済的に価値のある鉱脈、採掘中の鉱床あるいは採掘中断中のものであっても鉱物あるいは化石物の大規模に工業化され得る鉱脈と考慮される。

¹¹第5条 廃止。

¹²第6条 採掘権を形成する鉱床を2種類に分類する。すなわち、

¹³I 鉱山であることが証明された鉱床；1934年7月10日付け政令第24,642号第10号の規定および¹⁴1935年12月10日付け法律第94号の規定に基づき、1934年6月16日以降一時的に採掘中断状況にある鉱山。

¹⁵II 許認済み鉱床；鉱山動力省によって採掘権を認められた鉱床。

単項 以下のものは、鉱山の一部を構成すると考慮される。すなわち、

- a) 採掘認許された地域内で使用され、採鉱および採掘物の精製に使用する建物、建造物、機械、器具ならびに計器機類；
- b) 採掘を実行する上で不可欠な地役権；
- c) 作業に使用する動物および車両；

9:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

10:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

11:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第3条の規定によって廃止。

12:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

13:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

14:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号の条文中に“1935年12月10日”と記載されているが、正しくは“1935年9月10日”である。

15:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

d) 鉱床と認可された地域内の採掘作業に必要な資材類；

e) 120 日間分の採掘作業に必要な補給物。

¹⁶第 7 条 鉱脈の利用は、鉱山動力省から授与された採掘認許証および国家鉱物生産局(DNPM)長に授与された探査認可証に従属する。

単項 連邦政府による認許とは別に、意思表示済み鉱床および登録済み鉱床の利用には、本令に規定する許認可鉱床に適用される採掘、課税および監査条件に適合することを条件付けられる。

¹⁷第 8 条 廃止。

¹⁸第 9 条 廃止。

第 10 条 新特定法の成立によって削除。

I 連邦の独占とする鉱物の鉱脈；

¹⁹II 考古学的に価値のある鉱物または化石；

²⁰III 博物館、教育施設または科学目的に供される特殊鉱物または化石；

²¹IV 採掘中の鉱水；

²²V 地下貯水池。

²³第 11 条 以下の事項を尊重し認可および認許制度を適用する。すなわち、

²⁴a) 申請目的の対象となる地域は無制約自由地域と考慮され、本令に規定するその他の要求を満たして国家鉱物生産局(DNPM)への申請手続を行い受理された日を申請者に帰属させる探査および認可登録の授受の優先権利；

²⁵b) 土地の所有者に対する採掘結果の配分受益権利。

²⁶§1° 本条の上記b)に規定する分配は、1989年12月29日付け法律第7,990号第6条および1990年3月13日付け法律第8,001号第2条の規定に基づく財政相殺金の名目で州、連邦府、市および連邦直営機関に帰属する全価額の50%とする。

16:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

17:1978年9月26日付け連邦官報掲載の法律第6,567号第17条の規定によって廃止。

18:1989年7月20日付け連邦官報掲載の法律第7,805号第22条の規定によって廃止。

19:1942年3月6日付け連邦官報掲載の大統領令第4,146号を参照。

20:1942年3月6日付け連邦官報掲載の大統領令第4,146号を参照。

21:鉱水法を参照。(1945年8月8日付け大統領令第7,841号)

22:水法を参照。(1934年7月10日付け政令第24,643号)

23:1976年12月16日付け連邦官報掲載の法律第6,403号第1条の規定に準拠。

24:1976年12月16日付け連邦官報掲載の法律第6,403号第1条の規定に準拠。

25:1994年7月1日付け連邦官報掲載の法律第8,901号第1条の規定に準拠。

26:1994年7月1日付け連邦官報掲載の法律第8,901号第1条の規定に準拠。

27§2° 鉱物の採掘結果の土地所有者に対する支払いは、毎月最終日までに発生した分を適用該当金を加算下上で関連金利指数あるいはその他、変更制定される係数を適用して調整の上、毎月、翌月の最終平日までに支払われる。

28§3° 前項に規定する期日の未履行には、債務に対して関連日間金利あるいは代替される別の係数、および月間 1%の延滞金利が課せられた上に、算出された総額に対して 10%の罰金が上乘せされる。

第 12 条 前条に規定する配分受益権利は、該当する不動産と切り離して移転または担保に差し出すことは出来ないが、該当不動産の所有者は、下記のことを行うことが出来る。すなわち、

- I 将来決定される分配受益権を移転または担保に差し出すこと；
- II 分配受益権を放棄すること。

単項 本条での規定事項の第3者に対する効果は、不動産登記を行った後にしか発生しない。

第 13 条 埋蔵鉱物の探査、採掘、精製、販売流通、消費あるいは工業化を活動を行う自然人または法人は、国家鉱物生産局 (DNPM) の検査官に対して下記に関する情報の提供を含め、設備機器および作業監査に便宜を図る義務を負う。

- I 生産量および生産物の品質の特性；
- II 本条に規定する活動の役務あるいは採掘を行う上での技術および経済条件；
- III 先市場および販売価格；
- IV 鉱物生産物を消費する上での技術および経済条件。

第 II 章 鉱物の探査

第 14 条 鉱物の探査には、鉱脈の確定、評価、経済的な利用方法を決定するために必要な作業の実行を含む。

§1° 鉱物の探査には、現地および試験施設での以下のような作業項目を含む。すなわち、所定の規模で対象地域の地質を詳細に調査、露頭および各露頭間の相関の研究、地球物理および地球化学的調査、検証用掘削および鉱物層の厚みを明らかにするための探査作業の実行、組織的サンプリング、サンプルおよびボーリングコアの物理化学的分析、鉱物の試験精製あるいは工業規模での利用あるいは特定市場の要求仕様に合致させるための選鉱試験。

§2° 鉱脈の確定は、実行された諸作業によって得られたデータを調整、相関関係および解釈の結果および算出埋蔵量並びに含有率などの結果を基に行われる。

§3° 経済的利用の可能性は、生産コスト、輸送コストおよび市場の事前分析の結果によって決まる。

27: 1994年7月1日付け連邦官報掲載の法律第8,901号第1条の規定に準拠。

28: 1994年7月1日付け連邦官報掲載の法律第8,901号第1条の規定に準拠。

²⁹第 15 条 探査認可は、申請を基にブラジル人、個人企業あるいは³⁰法的資格を有する企業に対して国家鉱物生産局(DNPM)から授与される。

単項 探査に必要な作業は、専門職に従事出来る有資格者の鉱山あるいは地質技師の専門職者の責任により行われること。

³¹第 16 条 探査認可手続きは、下記の内容および書類を含めて国家鉱物生産局(DNPM)局長宛ての³²申請書を2部、³³国家鉱物生産局(DNPM)に提出し機械的に受理番号を得た後に登録すること。

I 自然人の場合は、氏名、国籍、民事上の身分、職業、住所および大蔵省自然人納税者登録票番号。法人の場合は、社名、設立登録を行う管轄機関での登録番号、本部住所および大蔵省法人納税者登録番号。

³⁴II 関連手数料の納付証拠。

III 探査目的の鉱物成分名。

³⁵IV 探査の対象地域の地表ヘクタール面積、および所在市名。

³⁶V ³⁷国家鉱物生産局(DNPM)局長令の規定に基づく探査希望地域に関する説明備忘録。

VI ³⁸国家鉱物生産局(DNPM)局長令に規定する情報内容および目的の概要を含んだ状況図。

VII 作業の実行予算および日程を含めた探査作業計画。

§1° 申請者および作業実行責任者は、資金の手当て状況を含め、本条のVIIに記載した予算および探査計画の妥当性を国家鉱物生産局(DNPM)から尋問されることもある。

§2° 探査計画に記載された作業内容は、同探査計画の申請者によって提示された予算金額とは無関係に、地面を占拠することによる所得および地主への正当なあるいは土地の不法占拠者に対する法的評価の基準として採用される。

§3° 本条のV、同VIおよび同VIIに規定する書類は、有資格専門職責任者によって作成されなければならない。

29:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

30:鉱業法第81条を参照。

31:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠、および2000年9月8日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局訓令第5号第2条第1項を参照。

32:1997年10月24日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長訓令第2号を参照。

33:1998年3月10日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第50号を参照。

34:2000年11月24日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長回章第9号第1.1小項を参照。

35:1982年7月21日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第197号を参照。

36:1997年1月15日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第15号を参照。

37:1997年1月15日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第15号を参照。

38:1997年1月15日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第15号を参照。

³⁹第17条 前条のIから同VIIに規定する何れ書類かが申請書に添付されていない場合、探査計画は、
⁴⁰国家鉱物生産局(DNPM)局長によって却下される。

§1° 申請手続に関する追加数値あるいは申請内容を正常化させる上で必要な要素を国家鉱物生産局(DNPM)から正式に要求された事柄を履行する期間は、同要求事項の通達が連邦官報に掲載された日から起算して60日間とする。

§2° 上項に規定する期間中に要求された事項の履行なき場合、申請書は⁴¹国家鉱物生産局(DNPM)局長によって却下される。

⁴²第18条 探査認可または登録認可申請の対象になっている地域が、下記の前提条件に一切該当しない場合、無制約自由地域と考慮される。すなわち、

I 探査認可、登録認可、採掘認許、鉱山として意思表示、あるいは地質確認の認可を受けた地域になっていること；

II 既に、以前の探査認可申請の対象地域になっている場合、但し下記の理由によって却下となっている場合を除く、すなわち、

a) 前条の§1°の規定する状況に該当した場合；

⁴³b) 廃止。

III 以前の登録申請あるいは登録の対象地域になっており、登録証の発行申請が30日以内に行われることになっている場合；

IV 探査認可の更新申請の対象地域で、申請が出され決定課程の審査中である場合；

V 所定の各種作業報告書の承認を得ている探査認可地域で申請が出され審査中の場合；

VI 所定の各種作業報告書の承認を得ている探査認可および鉱業法第31条の規定に該当する地域になっている場合。

§1° 申請の対象とする地域が自由地域になっていない場合、申請書は、国家鉱物生産局(DNPM)局長によって却下されるが、同申請者には、申請に要した各種の正式書類などと共に申請書の写しの部を回収することを保障される。

§2° 本条のIから同VIの規定の何れかの義務事項が存在し、申請該当地域の一部を非自由地域と考慮された場合、国家鉱物生産局(DNPM)によって技術的に採算に合うと判断された場合、残りの地域で探査の実行あるいは認許による鉱物の利用について申請者には、前条の§1°および同§2°の規定に基づき、当初申請書の内容を訂正するために申請内容の変更の自由が認められる。

39:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

40:2001年2月26日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第64号を参照。

41:2001年2月26日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第64号を参照。

42:1976年12月16日付け連邦官報掲載の法律第6,403号第1条の規定に準拠。

43:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号の効果によって廃止され、鉱業法代23条として改正復活。

⁴⁴第 19 条 探査認可あるいは認可更新申請が却下された場合、同通告が連邦官報に掲載された日から起算し 60 日以内に再審を請求することが出来る。

§1° 再審請求が却下された場合、同通告が連邦官報に掲載された日から起算し 30 日以内に鉱山動力省に控訴することが出来る。

§2° 控訴の申請中は、再審請求あるいは控訴について最終決定が出るまでの間、却下の根拠を記載登録した後、再審提訴の基となった申請書に含まれている目的の探査認可申請手続きの進行を停止させる。

§3° 再審あるいは控訴の受理認容は、前項に規定する探査認可の申請を無効とする。

⁴⁵第 20 条 探査認可に対して下記の支払いを義務付ける。すなわち、

⁴⁶ I 探査認可申請人に対し、手数料として 1991 年 12 月 30 日付け法律第 8,383 号第 1 条の規定によって立法化された⁴⁷連邦租税単位 (Ufir) の 270 倍相当金額；

⁴⁸ II 探査認可を授与された名義人に対し国家鉱物生産局 (DNPM) に最終作業報告書を提出するまでに、年間手数料として対象地域のヘクタール当たり、1991 年 12 月 30 日付け法律第 8,383 号第 1 条の規定によって立法化された⁴⁹連邦租税単位 (Ufir) の最大 2 倍の規定を尊重した上で、対象鉱物、面積および立地条件ならびにその他の条件を基に累進的金額が設定される。

⁵⁰§1° 本条 II に規定する手数料について鉱山動力相は、省令を通じて金額、納入期限、およびその他の規定ならびに支払い条件を設定する。

§2° 本条の I および II に規定する手数料および料金は、1994 年 5 月 2 日付け法律第 8,876 号第 5 条 II の規定に基づき国家鉱物生産局 (DNPM) の指定するブラジル銀行 (株) に納付されるものとする。

§3° 鉱山動力相によって決定される条件に従って本条の I および同 II に規定する手数料および料金を支払っていない場合には、下記の罰則を科せられる。すなわち、

I 手数料の基と成った計画を却下し、その結果、探査認可申請を保管処分とする；

II 料金については、以下の措置を適用する。すなわち、

⁵¹a) 本令第 64 条に規定する最高金額の罰金を科す；

b) 罰金の適用によって認可証を職権によって無効とする。

44: 1976 年 12 月 16 日付け連邦官報掲載の法律第 6,403 号第 1 条の規定に準拠。

45: 1976 年 12 月 16 日付け連邦官報掲載の法律第 6,403 号第 1 条の規定に準拠。

46: 2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号第 1.1 小項を参照。

47: 2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号を参照。

48: 2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号第 1.2 小項を参照。

49: 2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号を参照。

50: 1999 年 12 月 29 日付け連邦官報掲載の合同省令第 503 号を参照。

51: 2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号第 1.3 小項を参照。

⁵²第 21 条 廃止。

⁵³第 22 条 探査認可は、下記の条件および本令のその他の規定に基づいて検証される。すなわち、

I 探査認可証は、授受名義人が法律の要求する責務を履行することを条件に⁵⁴譲渡または移転の対象物にすることが出来る。譲渡または移転行為は、国家鉱物生産局 (DNPM) に正式に登録された後にのみ効力を発生する。

⁵⁵II 本条Vの後段の規定を考慮の上、本令で規定する認可授受名義人の責務の履行を損なうことなく受授した認可を放棄することが認められ、その場合、放棄申請書の受理日に認可証の消滅効果が発生し、本令の第 26 条の規定に基づき対象地域に対する規制も解除される。

III ⁵⁶認可証の有効期間は、地域特有の状況、探査対象鉱物を考慮の上、国家鉱物生産局 (DNPM) の定める規定に基づき、1 年以上 3 年間を超えないこととするが、

以下の条件にある場合、⁵⁷期間の延長を認められる。すなわち、

a) 期間の延長は、国家鉱物生産局 (DNPM) 局長令の規定に基づいて行われた評価結果を基に判断される；

b) 期間の延長は、申請者は、実施済みの作業および探査継続の正当性を指摘する報告書を添付した申請書を通じ現行認可期間の終了する 60 日以前までに申請しなければならない；

c) 期間の延長は、認容手続として連邦官報に掲載された日から起算した所定の期間内に発行される新認可証に従属する。

IV 認可授受名義人は、探査作業によって発生する第三者に対する直接あるいは間接的な損害に対する専らの責任者とする。；

V 認可授受名義人は、法的有資格職業専門技術者の責任の下で作成された鉱脈の埋蔵量に対する地質および技術面での研究および採掘に関する技術的・経済的に実行可能な事実を記載した研究報告を認可証または更新証の有効期限内に、国家鉱物生産局 (DNPM) の承認を得るために審査を受ける義務を負い、認可された探査作業を実行する義務を負う。例外として、⁵⁸国家鉱物生産局 (DNPM) 局長令の規定に基づいて、本条IIIに規定する授受した認可を放棄した場合には、報告書の提出を免除され、下記の本条§1°の規定も適用されない。

⁵⁹§1° 認可授受名義人が本条Vに規定する報告書を提出しなかった場合には、認可した地域を対象にヘクタール当たり I ⁶⁰連邦租税単位の罰金を課せられる。

52:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 3 条の規定によって廃止。

53:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 3 条の規定に準拠。

54:1971 年 1 月 29 日付け連邦官報掲載の省令第 2,029 号および 1997 年 10 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長訓令第 3 号を参照。

55:1997 年 1 月 17 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長令第 22 号を参照。

56:1999 年 12 月 28 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長訓令第 1 号および 2000 年 2 月 11 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長令第 40 号を参照。

57:1977 年 1 月 17 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長令第 23 号および 1999 年 12 月 28 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長訓令第 1 号を参照。

58:1977 年 1 月 17 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長令第 22 号を参照。

59:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号第 3.6 小項を参照。

60:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号を参照。

⁶¹§2° 例外措置として、環境関連法を考慮の上、国家鉱物生産局(DNPM)の事前認可を基に採掘認許が正式に出る前に名義人の認許対象地域の鉱物の採掘が容認される。

⁶²第 23 条 前第 22 条 V に規定する研究報告書には、下記に事項を含めること；

I 採掘に関する技術面－経済面からの実行の可能性；

II 鉱脈の有無；

⁶³III 下記のような総合的な不利な事実が存在する場合、採掘は技術面－経済面から実行不可能とする；

a) 鉱物を経済的に利用するための適切な技術が存在していない；

b) 鉱物の市場が国内および外国にも存在していない；

⁶⁴第 24 条 探査許可書の訂正は、対象地域の境界が複数方向で著しく変更したと国家鉱物生産局(DNPM)が判断した場合を除き、認可有効期限内に連邦官報への掲載広報を通じて効力を発生させる。

単項 本条で言及する仮定の場合は、新規証書は、連邦官報への掲載広報日から有効な訂正済み認可証として発効する。

⁶⁵第 25 条 探査認可は、国家鉱物生産局(DNPM)局長令に規定する⁶⁶上限面積規定に従属する。

⁶⁷第 26 条 連邦官報に掲載広報される無制約自由地域は、⁶⁸鉱山動力省令の規定に基づき、鉱物の探査あるいは採掘目的として 60 日間一般に公開される。

§1° 本条に規定する無制約自由地域は、関連手続が執られている場合を除き、探査の対象として公開される。

⁶⁹§2° 国家鉱物生産局(DNPM)局長は、本条に規定する公開地域に関心ある向きに対応開示するための条件と規定を設定することが出来る。

§3° 本条で規定した期限内に関心ある向きが出てこなかった場合、本令の第 11 条“a)”の規定する優先権利を適用する。

⁷⁰§4° 本令の規定に基づく探査および採掘作業に対する年度監査の中で国家鉱物生産局(DNPM)によって実施される検証経費は、担当管轄機関の長の公布する命令に基づき、監査対象先によって負担される。

61:2000 年 11 月 25 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長訓令第 1 号を参照。

62:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 3 条の規定に準拠。

63:1997 年 1 月 17 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 21 号および 1999 年 12 月 28 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長訓令第 1 号を参照。

64:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 1 条の規定に準拠。

65:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 1 条の規定に準拠。

66:2000 年 2 月 11 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 40 号を参照。

67:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 1 条の規定に準拠し、1997 年 1 月 16 日付け連邦官報掲載の省令第 12 号を参照。

68:1997 年 1 月 20 日付け連邦官報掲載の省令第 12 号を参照。

69:1999 年 11 月 23 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 419 号を参照。

70:1998 年 1 月 5 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 1 号を参照。

第 27 条 探査認可授受名義人は、下記の規定を考慮し、土地の所有者あるいは占有者に対する占有利得保障、探査作業によってもたらす損失および損害の賠償を支払うことで探査の対象となっている占拠する公有地あるいは私有地内での必要な補助役務および工事を含め夫々の関連作業を実行することが出来る。

- I 占有利得保障は、実際に占有していた地域から得られる純収入総計を超えることは出来ない。
- II 損害に対する賠償は、次項に規定する場合を除き、探査作業のために実際に占拠されている土地に関する土地所有者の課税基礎価格を超えることは出来ない。すなわち、
- III 探査作業に必要な打ち付け工事によって、耕作および牧草地としての機能の全てを無用なものにした損害に関する賠償金は、所有地全体に対する課税基礎価格に達することも出来る；
- IV 本条のIIおよび同IIIに規定する課税基礎価格は、同一地域内の同一条件の他の地域の課税基礎価格と比較検討の上算出される。
- V 公有地の場合は、占有利得保障の支払いを免除され、探査認可授受名義人には、損失および損害に対する支払いのみを求められる。
- VI 探査認可証の名義人が、認可証の登録日までに本条に規定する土地所有者または占拠者に対する占有利得保障および賠償についての合意証拠を夫々の手続書に添付編綴し無き場合、国家鉱物生産局(DNPM)局長は、3日以内に、鉱脈の所在地を管轄する初審裁判所に事実を送達し、写しを認可名義人へ送付する。
- VII 送達を受けた初審裁判所判事は、受理後 15 日以内に民事訴訟法の規定に従って本条に規定する占有利得、損失および損害の評価審理訴訟の開設を命じる。
- VIII 対象地域の訴訟検事は、評価審理訴訟の中で連邦の代表者として参加する；
- IX 評価審理訴訟は、上記VIIに規定する手続きの執られた日から起算して 30 日以内に判事の判決が下るが、控訴には、判決の効力を中断させる効力を認めない。
- X 評価審理訴訟費用は、探査認可授受名義人によって支払われる。
- XI 評価審理訴訟の判決によって、判事は、探査認可授受名義人を召喚し、8 日以内に2年分の占有利得額の積み立ておよび賠償の支払いを保証する担保の差出を命じる。
- XII 積み立て実行後 8 日以内に判事は、探査作業を認可された土地の所有者または占拠人を召喚し探査作業の実行を容認させ、国家鉱物生産局(DNPM)局長宛と、探査認可授受名義人による請求を基に探査作業の実行を保証するために現地警察への通告手続き執る。
- XIII 探査期間が延長された場合、国家鉱物生産局(DNPM)局長は、本条VIに規定に準じ、延長期間および条件内容を判事に通告する。
- XIV 前項に規定する通告を受理した判事は、受理日から起算し 8 日以内に探査認可授受名義人を召喚し、延長期間に相当する占有利得額の積み立てを命じる。
- XV 積み立て実行後 8 日以内に判事は、探査作業を認可された土地の所有者または占拠人を召喚、延長期間内の探査作業の継続を認容させ、国家鉱物生産局(DNPM)局長と、現地当局宛てに通

告する。

XVI 探査作業が終了すると認可授受名義人および国家鉱物生産局(DNPM)局長は、占有利得および賠償の支払いに関する提訴原因が終了したことを判事に通告する。

第 28 条 前条に規定する訴訟の終了前に当事者双方の何れかも、判決によって不利を蒙ったと判断すれば、判事に対して再審理を求めることも出来る。

第 29 条 探査認可授受名義人は、不履行の場合、制裁罰則を科せられる条件の基に以下の責務を負う。すなわち、

⁷¹ I 探査作業を次の期間内に開始；

- a) 連邦官報に探査認可証の掲載広報があった日から起算し 60 日以内に本令の第 27 条の規定に基づき、土地の所有名義人あるいは同人と賠償金額およびその支払い方法を取り決め合意すること；
- b) 占有および損害賠償の評価について司法の判断を仰ぐことになったばあい、60 日以内に探査地域を対象に提訴に入ること。

⁷² II 作業開始後、正当な理由なく連続して 3 カ月間、断続して累計 120 日間を超えて作業を中断しないこと。

⁷³ 単項 作業の中断あるいは再開、および認可証に記載されていない別の有用鉱物の存在については、直ちに国家鉱物生産局(DNPM)に通告しなければならない。

⁷⁴ 第 30 条 本令の第 21 条 V に規定に基づいて要求されている探査作業の実行および提出された報告書について国家鉱物生産局(DNPM)は、内容の正当性を検証し、閲覧を通した結論を纏め以下の何れかに該当するか判断する。すなわち、

I 鉱床の存在が証明された場合、報告書を承認する；

II 探査作業が不十分または作成に当たって専門技術の不足が見られる場合、報告書を不承認とする；

III 鉱床の存在が証明されない場合、鉱床不存在と結論付けた本報告書の閲覧を含め、対象地域を無規制自由地域に指定し報告書を保管処分にする。

⁷⁵ IV 本令の第 23 条 III に規定する技術—経済的に採掘の実行が一時的に不可能な特性を備えている場合、報告書に対する結論を棚上げする。

71:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長回章第 9 号第 3.1 小項を参照。

72:1967 年 3 月 14 日付け連邦官報掲載の大統領令第 318 号第 2 条、第 5 改定文の規定に準拠し、2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長回章第 9 号第 3.1 小項を参照。

73:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長回章第 9 号第 3.1 小項を参照。

74:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 1 条の規定に準拠。

75:1967 年 1 月 17 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 21 号および、1999 年 12 月 28 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長訓令第 1 号を参照。

§1° 本条Ⅳに規定する状態の場合、国家鉱物生産局(DNPM)は、不履行の場合には保管処分に処することを条件に、関心ある向きに対して技術－経済的に採掘の実行可能な新研究書の提出期限を設定する。

§2° 技術－経済的に採掘の実行を否定しない新研究書の提出があった場合、国家鉱物生産局(DNPM)は、第3者にも開放出来るとの判断に立って本令の第32条の規定に基づき、新期限のもとで関心ある向きに認可あるいは無規制自由地域として公開する。

§3° 技術－経済的に採掘の実行が可能であることが証明されると、国家鉱物生産局(DNPM)は、職権または関心ある向きの召集を行い、報告書を承認する。

第31条 報告書の承認によって探査認可授受名義人は、1年以内に採掘認許を申請することが出来ると同時に、本令の規定に基づき認可授受権利を取引することも出来る。

⁷⁶単項 国家鉱物生産局(DNPM)は、当初有効期間内または延長期間中に認可授受名義人からの正当な申し出によって、本条で規定する期間を同一期間延長することも出来る。

⁷⁷第32条 認可授受名義人または後継者から採掘認許の申請が無く前条に規定する期限が到来した場合、同権利は失効し、国家鉱物生産局(DNPM)局長には、連邦官報への掲載広報を通じて採掘認許の申請対象となる探査済み鉱脈の存在地域として公開する権限を付与される。

⁷⁸§1° 広報広告には、夫々の特性に応じ、採掘認許申請者によって履行されるべき特別要求事項を設定し掲載する。

§2° 採掘を認許する優先条件として採り上げるには、広報広告に記載設定されている期限内に受理した申請書を総合的に評価し、鉱業部門からの特定関心により良き形で対応する方向で国家鉱物生産局(DNPM)の規定を適用して優先案件として最終処理する。

第33条 隣接地あるいは近隣地を含めた地域での同一の鉱物の総合探査認可を授受するには、探査認可授受名義人あるいは複数の名義人は、国家鉱物生産局(DNPM)宛てに全ての地域を包括した単一の探査計画および単一の実行作業報告書を提示し申請手続きを執ることが出来る。

第34条 政府は、常に探査作業に関して認可授受名義人に協力する目的の下に、国家鉱物生産局(DNPM)および認可授受名義人との間で締結された技術協力を調整する上で想定された条件に基づき費用の一部を償還する。

第35条 前条に規定する償還費用に相当する金額は、認可授受名義人によってブラジル銀行(株)を通じて“可処分－国家鉱業基金”に積み立てられる。

76:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定によって補正、1997年1月17日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第23号を参照。

77:1976年12月16日付け連邦官報掲載の法律第6,403号第1条の規定に準拠。

78:1999年11月23日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長訓令第419号を参照。

第三章 採掘

第 36 条 採掘には、含有している有用鉱物の採掘から同成分の選鉱製錬を通じて鉱脈を工業化規模で利用する目的のもとに操業する総合施設を含む。

第 37 条 採掘認許には、以下の条件が考慮される。すなわち、

- I 鉱脈は、国家鉱物生産局(DNPM)よって承認された報告書による探査されていない。
- II 採掘地域は、探査済地域の境界を遵守した上で技術－経済性に基づいた採掘および選鉱作業で行われる条件に適応したものであること。

⁷⁹単項 一社毎の採掘認許件数に制限を設けない。

第 38 条 採掘認許申請は、⁸⁰下記の情報および証拠書類を取り揃えた上で、探査認可授受名義人あるいは同権利の継承者によって鉱山動力相宛てに行わなければならない。

⁸¹ I 国家鉱物生産局(DNPM)および⁸²設立機関への登録証明書；

II 正式に認可された探査認可証で認めた採掘鉱物成分の指定および承認済報告書；

III 採掘を希望する場所の名称および地図上に記載または周知の存在として証明されている川に流域または流路、および希少植物、鉄道および道路、さらに、自然の形で存在している識別個所または地理上の識別で混乱しない傾斜個所、および存在する場合には地区、市、裁判管区、街道などの名称を記載し、探査認可および採掘認許地と境界を接する隣接地、さらにまた、土地の所有者または占拠者の氏名および居所などを詳細明確に、精緻に記載。

IV 希望対象地域の図面作成には、南北および東西の方向を正しく直線で示すことを義務付ける幾何学手法で線引し、頂点を 2 点、例外的に 1 点を固定点に従属させ、土地の取り違いを避け、但し、延長および真の方向を決定する従属媒介物として土地の所有者自身から指示された土地の特色、土地に付けられている夫々の名称、その他に植物帯の状況などを描写。

V 鉱床には、地役権を享受されなければならない。

VI 選鉱施設を明記した鉱脈の経済的利用計画。

VII 鉱脈の経済的利用および操業計画の実行に必要な金融約束の存在あるいは基金資金の可処分証明書。

⁸³単項 対象地域が、⁸⁴国境地帯に位置する場合、採掘認許は法律の規定する条件および手続きに従属する。

79:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

80:1989年7月20日付け連邦官報掲載の法律第7,805号第16条を参照。

81:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

82:鉱業法(本令)第81条を参照

83:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

84:1978年5月3日付け連邦官報掲載の法律第6,634号の施行細則である1980年8月27日付け政令第85,064号を参照。

第 39 条 鉍脈の経済的利用計画は、下記の書類を添付し2部提出すること。すなわち、

I 申請理由説明書；

II 各関連計画書あるいは計画

a) 採掘方法および当初の生産規模と拡張計画；

b) 地中採掘の場合に採用する照明、換気、搬送、標識および作業員の安全措置；

c) 地上輸送および選鉍ならびに鉍物の貯蔵；

d) 発電設備、給水設備および空調設備；

e) 鉍山における衛生管理および労働衛生管理；

f) 採鉍場に居住する全員に対する住居およびその居住条件；

g) 第Ⅷ級に分類される鉍脈については、用水の取水および水源、導水、供給および利用設備。

第 40 条 鉍脈の経済的利用計画の中で想定している設備及び機器類の仕様規模は、申請理由説明書の内容に合致した上、将来の拡張見込みも含めなければならない。

第 41 条 採掘申請書は、国家鉍物生産局 (DNPM) 内の業務手続に基づいて機械的に番号を付け登録され、既に承認されている該当する探査手続書に編綴じされる。

§1° 申請者には、提出した書類を明記した申請受理証を提供する。

§2° 申請について何らかの補足を要求された場合、申請者は、60 日以内に履行しなければならない。

⁸⁵§3° 申請手続きの課程で要求された事項を期限内に履行している場合、国家鉍物生産局 (DNPM) 局長の判断によって、同期間を最長同一期間まで延長することが出来る。

⁸⁶§4° 若し、申請者が申請手続きの課程で要求された事項を当初期限内に履行しなかった場合、申請書は、却下され、対象地域は、本令の第 32 条の規定に基く採掘⁸⁷認許対象地域となったことを国家鉍物生産局 (DNPM) によって宣言される。

第 42 条 採鉍が、公共資産への損害をもたらすと考慮あるいは工業開発利益以上の損失をもたらすと政府が判断した場合、申請は否認される。後者については、探査実施者は、探査報告書の承認を得ていることから、探査作業に費やした費用を政府から補償して貰う権利を有する。

⁸⁸第 43 条 採掘認許は、鉍山動力相の署名する省令による証書によって行われる。

85:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第1条の規定に準拠。

86:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第1条の効力によって追加。

87:1999 年 11 月 23 日付け連邦官報掲載の国家鉍物生産局 (DNPM) 局長令第 419 号を参照。

88:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第1条の規定に準拠。

⁸⁹第 44 条 採掘認許授受名義人は、省令が連邦官報に掲載された日から起算し 90 日以内に鉱床の占拠権を国家鉱物生産局 (DNPM) から受領する。

⁹⁰単項 採掘認許授受名義人は、手数料として⁹¹連邦租税単位 (Ufr) の 500 倍相当額を支払うものとする。

第 45 条 占拠権の行使手続きは、以下の課程を経て行うものとする。すなわち、

I 隣接して鉱床占拠権授受者が存在する場合、同名義人に対し、占有権を行使する 8 日前までに、公文書または電報で召喚し占有行為、特に、境界線の設定に立ち合わせる事。

II 指定した日時に鉱床の境界の正式設定を行い、認許授受者は、認許令で許容されている地点を正確に示す準備をしておかなければならず、次いで、認許授受者に鉱床の占拠が認められる。

§1° 上記の手続き行為の進行によって、国家鉱物生産局 (DNPM) の代理人は、下記の関係者の立会いの下に、本鉱床占拠認許授受名義人、証人および隣接鉱床占拠認許授受人達の署名する調書を作成する。

§2° 境界標識は、見えるように保全し国家鉱物生産局 (DNPM) の明白な認可によってのみ変更することが出来る。

第 46 条 設定された境界線に反対である場合には、境界線が設定された日付けから起算し 15 日以内に鉱山労働省に控訴することが出来る。

単項 提訴が認められると、設置した境界線は無効とされる。

⁹²第 47 条 占拠認許授受名義人は、本令第 V 章に規定する罰則制裁の適用を条件に、本令に規定する一般規定条件以外に下記の事項を履行する責務を負う。すなわち、

I 不可抗力と国家鉱物生産局 (DNPM) が判断した場合を除き、認許令が連邦官報に掲載された日から起算して 6 カ月以内に採掘計画に記載した作業を開始すること。

II 国家鉱物生産局 (DNPM) によって承認された採掘計画に合致した鉱床図を作成し、2 部目を証書にして鉱床の現場に留め置くこと。

III 認許令によって指定された鉱物のみを採掘すること。

IV 認許令に指定されていない鉱物を発見した場合、直ちに国家鉱物生産局 (DNPM) へ通報すること。

V 関連施行細則を考慮の上、鉱業活動を実行すること。

VI 職務遂行法的有資格者のみに採掘作業に対する指示管理を任せて信頼する。

89:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 1 条の規定に準拠。

90:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号第 1.3 小項を参照。

91:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号を参照。

92:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長回章第 9 号を参照。

- Ⅶ 乱掘を通じて、後日の採掘を困難化あるいは不可能化させないこと。
- Ⅷ 採掘により直接あるいは間接的に第 3 者に与えた損害について責任を負うこと。
- Ⅸ 採掘現場に居住する人の健康および安全を促進する。
- X 隣人の損害および損失の原因ともなる排水の迂回事故を避けること。
- ⁹³XI 採掘活動による大気あるいは水の汚染を避けること。
- XII 第Ⅷ級に分類される鉱脈については、適切な技術措置をもって水の使用を含め水源を保全する。
- XIII 連邦機関の検査によって指摘された事項について対策を講じる。
- XIV 国家鉱物生産局(DNPM)の事前通告なしに採掘作業を停止しない。
- XV 採掘作業を一時的に停止する場合には、採掘再開が可能な良好な状態に保つこと。
- ⁹⁴XVI 毎年の 3 月 15 日までに前年度活動報告書を国家鉱物生産局(DNPM)に提出すること。
- ⁹⁵単項 本条のⅣに規定する鉱物を認許授受名義人が利用する場合には、採掘認許証への追加証を必要とする。

第 48 条 乱掘とは、事前設定された計画が不在で採掘されているまたは、後日の経済的利用を不可能にするような形で採掘されている鉱床を指す。

⁹⁶第 49 条 採掘作業は、一度開始すると不可抗力を証明した場合を除き、連続して 6 カ月を超えて作業を停止することは出来ない。

⁹⁷第 50 条 前年度の活動報告書には、下記に関するデータをも包含しなければならない。すなわち、

- I 採掘法および採掘した鉱物を消費者市場までの輸送および流通方法；
- II 埋蔵量の検証による変更数値、産出される鉱物の特性、経済的に採算に乗る含有率および有用鉱物と不用物との比率関係；
- III 生産量、販売平均価格、粗鉱および精鉱の出荷先、単一税の徴収状況および土地の所有者の税金支払状況などの月間数値を最低掲載すること；
- IV 採掘分野および選鉱分野の従業員数；

93:1998 年 2 月 13 日付け連邦官報掲載の法律第 9,605 号および 1999 年 9 月 22 日付け連邦官報掲載の政令第 3,179 号を参照。

94:1976 年 12 月 17 日付け連邦官報掲載の法律第 6,403 号第 1 条の規定に準拠。1999 年 2 月 26 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 56 号および 2004 年 1 月 12 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 19 号を参照。

95:1986 年 9 月 8 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 269 号を参照。

96:2000 年 11 月 24 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長回章第 9 号第 2.3 小項を参照。

97:鉱業法第 47 条 XVI、1999 年 2 月 26 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 56 号および 2004 年 1 月 12 日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第 19 号を参照。

V 鉱山に費やした投資および探査作業への投資；

VI 企業の年度貸借対照表。

第 51 条 採掘作業を通じて得られたより詳しい鉱脈の実態から、経済的利用計画の変更あるいは、市場の条件に合わせたさせるために、生産規模の変更の必要性がある時には、認許授受名義人は、国家鉱物生産局 (DNPM) への計画の変更を申請し審査を受ける、場合によっては新規計画の認許を申請する必要がある。

第 52 条 国家鉱物生産局 (DNPM) によって承認された内容と異なった採掘を行っている場合、認許授受名義人には最初に警告から始まり順次重くなる制裁を科せられる。

第 53 条 同一鉱脈あるいは同一の鉱脈地域に認許授受名義人が一人で同じ鉱物の採掘認許を複数件授受している場合、国家鉱物生産局 (DNPM) の内規に基づき、鉱床集合化と名付けた手段を通じ、鉱床を一件に纏めることも出来る。

単項 鉱床集合化の認許授受名義人は、国家鉱物生産局 (DNPM) の判断によって、集合化した鉱脈の全埋蔵量の数値に見合った規模の採掘作業を一箇所あるいは複数の鉱床に集中して行うことも出来る。

⁹⁸第 54 条 特定鉱物国家備蓄地に指定された地域について政府は、その他の鉱物の探査および採掘作業について、国家および国家経済に利益に繋がる特別条件付きで備蓄鉱物に影響を与えない場合に限り認許することが出来る。

単項 本条の規定は、特定目的物の探査および採掘について独占制を適用した特別地域に対しても適用される。

第 55 条 認許授受名義人が、同権利を法律の規定に基づいて⁹⁹譲渡または担保に差し出した場合、認許の権利、義務、制約および効力はそのまま維持される。

¹⁰⁰§1° 譲渡または担保設定による効力は、国家鉱物生産局 (DNPM) への登録後に発生する。

¹⁰¹§2° 採掘認許権の移転は、本令の規定を準拠した上で掘削を実行する能力を有する相手にものみ行うことが出来る。

¹⁰²§3° 認許権を担保に設定した債務および責任は、債務者個人に対する対人訴訟を除いて認許権の消滅によって解消される。

¹⁰³§4° 債権者は、消滅した認許権の新しい名義人に対し一切の訴訟行為を起こすことは出来ないが、何らかの理由によって旧認許授受名義人が、認許権を回復した場合は除かれる。

98:1984年2月28日付け連邦官報掲載の政令第89,404号および1985年12月11日付け連邦官報掲載の政令第92,107号を参照。

99:1997年10月24日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長訓令第3号を参照。

100:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

101:1982年12月22日付け連邦官報掲載の法律第7,085号第1条の規定に準拠。

102:1982年12月22日付け連邦官報掲載の法律第7,085号第1条の規定に準拠。

103:1982年12月22日付け連邦官報掲載の法律第7,085号第1条の規定に準拠。

¹⁰⁴第 56 条 採掘認許権は、鉱脈を合理的に利用出来、技術的にも実行可能で分割によっても夫々の採掘事業体が経済的に自立出来、鉱脈の生産を増進されることが明白な場合に限り国家鉱物生産局 (DNPM) の承認を得ることで2つあるいはそれ以上の数に¹⁰⁵分割することが出来る。

¹⁰⁶単項 採掘認許権の分割は、同授受名義人および新認許授受希望者が、鉱山動力相宛てに連名で申し立て、申請書には、分割を希望する夫々について分割の正当性を訴える理由説明書に加え、本令の第 36 条の規定に基づく書類を添えて国家鉱物生産局 (DNPM) に提出し、即時、機械による受理登録番号を打たれ受理引換証を受取る。

¹⁰⁷第 57 条 どのような形式の訴訟行為であっても採掘作業の中止に繋がる差押、押収を発生させることは出来ない。

¹⁰⁸第 58 条 採掘認許授受名義人は、鉱山動力相への申請を通じて採掘作業の一時中断許可を得たりあるいは授受した権利を放棄することを通告することも出来る。

§1° 本条に規定する両方の申請書には、採掘実施および鉱床の現状、および将来性を包含した報告書を添付すること。

§2° 国家鉱物生産局 (DNPM) は、申請書を専門部署で検討を終えた後にのみ、見解結論を基に鉱山動力相の決断を求める具申書を発行する。

§3° 作業の中断および授受権利の放棄申請に正当性を認められない場合、国家鉱物生産局 (DNPM) は、鉱山動力相に対して採掘作業を継続させる上で必要な措置および該当する制裁の発動を提案する責務を負う。

第IV章 地役権

¹⁰⁹第 59 条 鉱物探査および採掘行為には、鉱床の存在する土地の所有者だけでなく隣接地にも地役権が発生する。

単項 地役権は以下の場合に発生する。すなわち、

- a) 保守整備工場、設備、工事支援設備および宿舎の建設；
- b) 輸送道路の開設および通信線の建設；
- c) 鉱業活動および人間用に必要な水の取水および導水施設；
- d) 電力エネルギーの送電；

104:1982年12月22日付け連邦官報掲載の法律第7,085号第1条の規定に準拠。

105:1997年9月5日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局 (DNPM) 局長令第248号を参照。

106:1982年12月22日付け連邦官報掲載の法律第7,085号第1条の規定に準拠。

107:鉱業法(本令)第87条を参照。

108:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。

109:1967年2月28日付け大統領令第227号の第59条は、1967年3月14日付け連邦官報掲載の大統領令第318号第2条によって廃止されたが、言及している前令第59条は、後令第96条として継続された。

- e) 鉱山および選鉱・製錬所からの排水；
- f) 人員および資材の通路、送風および電力導線路の開設；
- g) 既存の活動に支障を来たさないことを条件に貯水池を使用；
- h) 解体資材および産業廃棄物の搬出。

第 60 条 地役権の設定は、占拠する土地の価格および占拠によって発生する損害の事前賠償を通じて設定される。

§1° 当事者双方間の合意成立なき場合、支払いは、監査または仲裁人として鑑定人を通じて設定された賠償金に占拠利得金を含めて法廷積み立てを通じて行い、次いで必要に応じて地域への立ち入り占拠令状を申請する。

§2° 探査認可授受名義人あるいは採掘認許授受名義人によって土地の所有者あるいは有益構造物の所有者へ支払われる賠償金および損失補償金の計算は、本令の第 27 条の規定を履行した上で¹¹⁰連邦政府の政令で設定されている慣例規定に従う。

第 61 条 賠償の支払い意思の存在に関係なく如何なる理由であっても支払いの遅れには、探査認可授受名義人あるいは採掘認許授受名義人に対し、遅延金に対して通貨価値を修正した上で裁定された金額を補填することを義務付ける。

第 62 条 賠償金および占拠利得金の裁定設定以前に探査あるいは採掘作業を開始することは出来ない。

第 V 章 制裁および無効

¹¹¹第 63 条 査認可、個人による採掘認容および採掘認許ならびに許可によって発生した責務の不履行は、状況に応じ下記のような制裁を科せられる。すなわち、

- I 警告；
- II 罰金；
- III 認可、認許証の無効。

§1° 探査認可を対象にした警告、罰金および認可証の無効を決定する権限を国家鉱物生産局 (DNPM) に賦与する。

§2° 採掘認許の無効制裁は、鉱山動力令 (相令) の公布を通じて発動される。

110: 鉱業法施行細則 (1968 年 7 月 2 日付け政令第 62,934 号) 第 37 条および同 38 条を参照。

111: 1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号第 1 条の規定に準拠。

¹¹²第 64 条 罰金額は、下記に規定する違反の程度に応じ¹¹³連邦租税単位(UFIR)の 100 倍から 1,000 倍とする。すなわち、

§1° 再犯の場合には、規定罰金額を 2 倍に引き上げる。

§2° 違反の程度に応じた罰金の適当規定は、本令の施行細則を通じて設定する。

§3° 罰金の支払いは、所定の納入票を通じブラジル銀行(株)へ納入され“可処分—国家鉱業基金”へ入金される。

第 65 条 下記に該当する違反行為の何れかが存在する場合、探査認可あるいは採掘認許の無効を宣告される。

a) 鉱脈あるいは鉱床を放棄していることが明確な場合；

b) 警告および罰金を科せられたにも関わらず、探査あるいは採掘作業を開始しない；

c) 警告および罰金を科せられたにも関わらず、認可証の条件に反する形で探査作業を実行している；

d) 警告および罰金を科せられたにも関わらず、乱採掘あるいは採掘認可に含まれていない鉱物の採掘を継続；

e) 1年以内に罰金に該当する違反行為を3度行い、検査時に指摘された行為を再三に渡り履行していない場合。

¹¹⁴§1° 採掘認許を消滅させる権限は、国家鉱物生産局(DNPM)局長に帰属し、¹¹⁵連邦官報への掲載広報を通じ、対象地域を探査認可あるいは採掘認許対象地域として開放する旨を宣告する。

¹¹⁶§2° 上記に言及する広報には、夫々の状況に応じ申請者に要求する特別事項を設定記載される。

¹¹⁷§3° 探査認可あるいは採掘認許の授与に際して取り決める優先事項の決定には、鉱業部門の夫々の利益を満足させる方向で、国家鉱物生産局(DNPM)の方針に基づく優先規定に基づいて決定され、広告の中で設定された期間内に受理した申請書を総合的に審査して行われる。

第 66 条 本令の規定に違反した授受者の探査認可証および採掘認許令は、無効とする。

§1° 下記の場合には、行政職権によって無効とされる。すなわち；

a) 探査および採掘地域の決定が不正確な場合；

112:1996年11月18日付け連邦官報掲載の法律第9,314号第1条の規定に準拠。さらに、2000年11月24日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長回章第9号を参照。

113:2000年11月24日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長回章第9号を参照。

114:1976年12月16日付け連邦官報掲載の法律第6,403号第1条の規定に準拠。

115:1999年11月23日付け連邦官報掲載の国家鉱物生産局(DNPM)局長令第419号を参照。

116:1976年12月16日付け連邦官報掲載の法律第6,403号第1条の規定に準拠。

117:1976年12月16日付け連邦官報掲載の法律第6,403号第1条の規定に準拠。

118b) 廃止。

§2° その他の場合、但し、可能な限り国家鉱物生産局 (DNPM) は、修正指導行為を通じ不備の矯正に努める。

§3° 採掘認許令が連邦官報に掲載された日から起算して1年以内に利害関係者の何れかが訴訟を通じて無効を請求することも出来る。

第 67 条 放棄の場合を除き、認可あるいは認許の無効あるいは失効の原因が実証された場合、名義人は、鉱床としての総合条件を損なわない形で撤収することで占拠している土地で所有している資産の所有権を失なわない。

第 68 条 無効あるいは失効の宣言をするための行政手続きは、行政職権あるいは告発証拠を通じて開設される。

§1° 国家鉱物生産局 (DNPM) 局長は、名義人を公文書または、同人の所在が不明の場合には広告を通じ、60 日以内に告発論証の原因あるいは行政審判の開設の原因に対して反証させるために召喚する業務を推進する。

§2° 期限の終了によって、反論あるいは通告に対して提示された情報は、手続きに編綴じされ、鉱山動力相の判断を仰ぐこととする。

§3° 探査認可の無効あるいは失効宣言の省内手続に対し以下の控訴手段が存在する。すなわち、

a) 15 日以内に再審請求を行う;

b) 前記の期限内に再審請求手続きを怠った場合、認可授受名義人は、30 日の期限内に共和国大統領宛てに任意上訴することが出来る。

§4° 却下した再審請求は、申請者からの事前認識書を受理している場合、30 日の期限以内に行政職権によって共和国大統領宛てに上告され、同上告は上告書として法的効果を持ち、期限内に提出される書類を含めた反論に対し新規に審理される。

§5° 認可を無効あるいは失効宣言を受けた授受名義人は、本条§3°a) に規定する手段を任意に行使している場合、再審請求に対する省の最終判断の出る前に共和国大統領宛てに上訴することは出来ない。

§6° 再審請求ならびに上告は、夫々 1 回に限って受理される。

§7° 行政審判手段が尽き上級審判の裁定の施行は、法定期限外の再審請求および手続き期限の延長申請によって妨げられない。

第 69 条 採掘認許の無効あるいは失効行政罰則の適用手続きは、前条§1°の規定に基づいて行われる。

§1° 反論書の編綴じを含め、申請者側から提示すべき証拠、交付された通告書の写し、提出すべき情報も無くなり審判手続規定を履行する上で必要なすべての事項を終了すると国家鉱物生産局

118:1996 年 11 月 18 日付け連邦官報掲載の法律第 9,314 号により廃止された。

